

平成 30 年 12 月 27 日（木）

於：特許庁庁舎 7 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会
第 4 回商標制度小委員会 議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会	1
2. 公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて	3
3. 国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて	9
4. 店舗の外観・内装の商標制度による保護について	13
5. 閉会	20

開 会

○川上制度審議室長 まだ時間は早いのですが、委員の皆様方、お揃いになられたようでございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第4回商標制度小委員会を開催させていただきたいと思えます。

本日は御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は事務局を務めさせていただきます特許庁制度審議室長の川上でございます。よろしくお願ひいたします。

議事に入るに際しましてお願ひでございますけれども、御発言をいただく際は、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくよう、よろしくお願ひいたします。

それから、本小委員会の委員長につきましては、事前に委員の皆様方の互選にて北海道大学大学院法学研究科教授の田村善之委員を御指名いただいております。田村委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、本小委員会の委員長は田村委員にお願ひいたしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

では早速でございますけれども、田村委員長から御挨拶をお願ひしたいと思います。

○田村委員長 大変大役ではございまして、私に務まるか甚だ心もとないことではございますが、精一杯努力させていただきますと思えますので、皆様の御協力を得ながら頑張りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○川上制度審議室長 それでは、これから先の議事の進行につきましては、田村委員長にお願ひしたいと思います。

○田村委員長 それでは、今回新たに御就任された委員が多くいらっしゃいますので、まず事務局から委員の皆様のお紹介をお願ひいたします。

○川上制度審議室長 それでは、最初に、本日御出席の委員の方々を五十音順で御紹介させていただきますと思えます。その際皆様方から一言ずつお言葉を頂戴できればと思えます。

まず同志社大学法学部教授の井関涼子委員でございます。

○井関委員 井関でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川上制度審議室長 株式会社良品計画法務部法務課課長・弁護士でいらっしゃいます、一色由香委員でございます。

- 一色委員 良品計画の一色と申します。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ技術開発本部知的財産室シニアエキスパート・弁理士でいらっしゃいます、近江恵委員でございます。
- 近江委員 近江と申します。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 西村あさひ法律事務所弁護士でいらっしゃいます、大向尚子委員でございます。
- 大向委員 大向と申します。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 続きまして名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部知財・技術移転グループ グループリーダー・教授でいらっしゃいます、鬼頭雅弘委員でございます。
- 鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭でございます。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 続きまして神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科・法学研究科教授でいらっしゃいます、島並良委員でございます。
- 島並委員 島並と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 続きまして株式会社エンジニア代表取締役社長でいらっしゃいます、高崎充弘委員でございます。
- 高崎委員 エンジニアの高崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 それから、桜坂法律事務所弁護士の林いづみ委員でございます。
- 林委員 弁護士の林です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 それから、本多国際特許事務所弁理士でいらっしゃいます、本多敬子委員でございます。
- 本多委員 日本弁理士会から参りました本多でございます。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 それから、東京地方裁判所判事の山田真紀委員でございます。
- 山田委員 東京地方裁判所民事 29 部で部総括をしております山田と申します。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 それから、学習院大学法学部教授の横山久芳委員でございます。
- 横山委員 横山と申します。よろしくお願いいたします。
- 川上制度審議室長 以上、本日の委員会は田村委員長を含めまして 12 名の委員で開催させていただきたいと思っております。

なお、本日は御欠席でございますけれども、東北大学大学院法学研究科教授の蘆立順美委員にも御就任をいただいております。

また、この度の審議会につきましては、全委員数 13 名のうち 12 名の委員の皆様のお出席をいただいております。産業構造審議会運営規定第 13 条 6 項の全委員数の過半数以上の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 まず配付資料の確認でございますけれども、経済産業省の方針といたしまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましては、議事次第、配付資料一覧、それから委員名簿、それに加えて、資料 1 「公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて」、資料 2 「国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて」、資料 3 「店舗の外観・内装の商標制度による保護について」、それから、参考資料 1 と参考資料 2、計 7 種類の資料のデータにつきましては、タブレットで御覧いただきまして、座席表とタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付をさせていただいております。

タブレットの使用に関しましては、「タブレットの使い方」を御覧いただければと思いますけれども、操作でお困りになった場合には、合図していただければ担当の者が対応させていただきますと思います。

それから、本会議は原則として公開といたします。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて

○田村委員長 それでは、議題 1 「公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて」につきまして、資料 1 「公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて (案)」をもとに事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○富澤商標制度企画室長 それでは議題 1 につきまして、資料 1 に基づきまして御説明を申し上げます。タブレットの資料 1 をお開きください。

まず現行制度の概要でございますけれども、我が国の商標法におきましては、地方公共

団体や大学といった公益団体等を表示する著名な標章、公益著名商標と称しておりますが、これと同一または類似の商標は、当該団体等の権威の尊重や国際信義の観点から、第三者は登録を受けることはできませんが、その公益団体等自身が出願するときには商標登録を受けることができることとなっております。

権利化後は制限がございまして、公益著名商標につきましては、移転と専用使用権の設定及び通常使用権の許諾につきまして制限を設けられてございます。

専用使用権と通常使用権の違いにつきましては、脚注1で本論点の関係から整理しておりますけれども、専用使用権というのは、設定の範囲内で商標権者自身が使用できないとされている一方、通常使用権につきましては、それを許諾しても商標権者の使用については制限がないという点に主な違いがございまして。

2. 問題の所在でございますが、近年、地域のブランディングや自身の広報活動の一環としまして、公益団体等が関連グッズを販売することや、研究機関が開発に携わった商品を企業が販売するケースが増え、公益著名商標を使用許諾したいという要望が増えております。しかしながら、先ほど申し上げた商標法の制限との関係で、以下の問題が指摘されております。

問題点（1）公益著名商標を第三者にライセンスしても商標法上の効力は発生いたしません。やむを得ず当事者間で差止請求権の不行使契約等を結ぶことにより、実質的に使用権を許諾したかのような状態とするケースがございまして、これには問題があるのではないかと懸念する声がございまして。

問題点（2）このような懸念がありますことから、公益団体等が商標登録出願自体を躊躇する。

問題点（3）公益著名商標の商標権を何らかの形で他者に使用させていた場合に、その使用者が品質の誤認を生じさせる使用をしたときであっても、この使用というのは、例えばコラボ商品の品質に問題があった場合を想定しておりますけれども、そのときであっても不正使用取消審判、この不正使用取消審判というのは、ライセンシーが問題になる使用をして、需要者に迷惑をかけたときなどに制裁として商標権自体を取り消す審判でございまして、公益著名商標のライセンスの場合にはこれが適用されずに、商標権者のライセンサーとしての責任が不明確となるというものでございまして。

3. 対応の方向性でございますが、まずは結論としまして、公益団体等が自身の保有する公益著名商標を活用しやすくするため、通常使用権の許諾制限を撤廃し、公益団体等自

身が登録した公益著名商標について、第三者に通常使用権を許諾することを認めることとしてどうかというものでございます。

理由としましては、商標法4条1項6号というのは、公益団体等の権威を尊重することや、国際信義の観点から設けられた規定であり、商標法4条2項というのは、当該団体自身が商標を使用することを前提とする規定であることなどを考慮しますと、通常使用権の許諾制限を撤廃しても、以下の理由により立法趣旨上の問題はないと考えられます。

(1) 公益著名商標の商標権者自身の責任において、第三者への通常使用権の許諾を行うということになりますので、自身の権威を低下させるようなことはない。

(2) 商標権者は公益団体自身のままであって、商標権者自身の使用も制限されない。

(3) 商標権が適切に管理されない場合には、先ほど申し上げた不正使用取消審判により商標登録の取消しという制裁を受けることになりますので、需要者保護の観点からも支障は生じない。

他方において、通常使用権の許諾が可能となりますと、第三者の使用による登録商標の活用の幅が広がるといったメリットがございまして、ニーズにも応えることとなります。

したがって、通常使用権の許諾制限を撤廃することが適当ではないかと考えております。

以上でございます。

○田村委員長 それでは、これより長くても10時35分頃までをめぐり、議題1「公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しについて」に関して質疑応答を行いたく思います。事務局からのただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○本多委員 こちらの問題は、公益団体を扱っている代理人からも何とかならないかというお話がありましたので、通常使用権の制限の撤廃というのは大変歓迎されているところではないかと感じております。

1点確認させていただきたいのですが、本件は、公益団体へのアンケート調査に基づいてニーズがあるという結果であったと伺っております。そのアンケート調査の際に、例えば侵害等が起きた場合、公益団体そのものが侵害を訴追していく立場になることで問題ないのか、あるいは使用権者が訴追していけるような立場が必要なのかについてニーズがあったのでしょうか？

要するに専用使用権は除かれておりますけれども、専用使用権を設定することまで一応

法令上認めておけば、それを選択するのは権利者でございます。権利者が例えば専用使用権を設定した場合であれば、侵害などについて本人が訴追していくことができるのではないかと。もしニーズがなければそういったことは、そこまで認める必要はないのではないかと。という意見もありますので、今回はここで特に問題ではございませんが、そのニーズがどのような形であったのか、なかったのかということを発表したいと思っております。

○富澤商標制度企画室長 現在、専用使用権者として訴追等をしたいという具体的な要望は伺っておりません。

○本多委員 はい。

○田村委員長 専用使用権者を認めると、結局現在の条文そのままにしますと、登録商標権者の使用が一応は当事者間で何かほかの定めをしない限りできなくなるということで、多少今回の公益団体の商標の使用を巡る制度としては大きな変化になるかと思っております。また、もし認めなくても、特許のほうの裁判例あるいは通説に従う限りは、独占的使用権でも何とか訴追は可能だと思っておりますので、今回はこの限度でということだと思っております。引き続きニーズ等がありましたら、今後の課題となるかと思っております。

○本多委員 ありがとうございます。

○近江委員 今回の事務局の御提案に対しては賛成の意見をさせていただきます。

現在、ビジネスを行う法人だけではなく、大学や地方自治体等の公益団体等においても、ブランディングの重要性が高まっていることは日々肌で感じているところでございます。また、資料1に掲載されている連携のケース以外にも、例えば弊社の場合ですと、大学との連携はかつて共同研究が多かったのですが、今は共同での人材育成なども視野に入れて、例えば教室に弊社の名前を付けたり、講座に名前を付けたりという新しい繋がり方を増やし、連携スキームを広げているという状況でございます。

そのようなパートナーメリットの模索は、今後、産学の間でも、地方公共団体等と企業との間でも広まっていくのではないかと考えております。そのため、今回の御提案のような形で、公益団体等においても、商標権を活用したブランド戦略の選択肢が広がるような改正を行い、かつ団体の性質上、必要な制約は残しながら、商標権者として我々企業と同等の管理責任を持つ形でしっかり管理活用していただけるということについては歓迎したく思っております。結果として、それぞれに様々な強みを持った組織同士の連携の促進につながり、産業の発展という法目的にも繋がっていくと考えます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭です。

大学で日頃産学連携を推進している立場から意見を述べさせていただきますが、非常に歓迎できる内容であると思っております。

大学の立場は、役割としまして、これまでの教育、研究に加えまして、社会実装や社会還元が非常に大きな役割になっております。その中で地元の企業とのコラボ商品の共同研究、共同開発、大学発ベンチャーの商品など、そういったところに大学の商標を使えるようになりますと、地域ブランドの活性化や大学発ベンチャーの育成支援などに繋がると思っていますので、さらにまた大学の役割、大学の成果が明確に示せることができる。こういった点から非常に歓迎できる内容であると思っております。

また、同業者、大学の関係者も、これまでもいろいろと話してきまして、今回、今までの商標法の問題が懸念されており、なかなかそれでライセンスに踏み切れないといったことがあったのですが、今回の見直しが実現できると、こういった大学の立場や産学連携の立場からも非常に歓迎されるのではないかと思っております。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○一色委員 良品計画の一色です。

頭の整理をしたいのですけれども、最後にもし商標の通常使用権を設定できるとした場合に、実際に使用したものが不適切な利用をして、それによってもし仮に 53 条が適用されて商標が取消しになった場合にはどうなるのかを想像したのですけれども、地方公共団体のマークが例えば商標としての登録が取消しになる。そうなった場合に、登録されていない状態のマークと、また、別の民間事業者に登録商標ではないのだけれども使用許諾するということができるものなののでしょうか。

ベーシックな質問で申し訳ないのですけれども。

○田村委員長 商標法上の通常使用権にはなり得ないですけれども、契約が公序良俗に反しない限りは無効になりませんので、判例等は私の知る限りではないと思っておりますけれども、恐らく公序良俗に反するとまではいえないとします。

ですから契約は、当事者間では有効にできると考えます。

○一色委員 そうすると、商標自体は取り消されるかもしれないけれども、事実上また同

じように使用許諾をすることは可能ですか。

○田村委員長 可能です。

○一色委員 ただ、商標登録をきちんとすることによって、それで登録された商標に基づいた使用許諾ということを確認することでお互いに安心して商標を使えることができるという理解でよろしいですか。

○田村委員長 そうです。今回の改正はおっしゃるとおりで、現在の条文でどうなのかというところが多分すごく争いになると思うのですけれども、今のままだと様々な意見があり得るのが、不使用の取消審判のときに、もし今回のような措置を置いておかないで公益の団体のほうが使用しておらずに、通常使用権がないままに今のような契約で使用してもらっているときに、使用とみなされるかどうかについては、条文上は読み込めないという方のほうが多いと思うのです。最終的に裁判所の判断だと思いますけれども。

それに対してこうしてきちんと制度に組み込めば、確実に使用と認めてもらうことが明らかになります。それから、また、事務局から御紹介がありましたとおり、他方で下手な使用をしていると 53 条により取り消されるという責任が発生しますので、今みたいに事実上皆様が行っていることよりはきちんと制度に組み込めてよいのではないかと。今回の御提案はそういった趣旨です。

○一色委員 ありがとうございます。

○高崎委員 感想的なコメントですが、中小企業の知財活用、特許、意匠、商標ありますけれども、商標がどちらかというところとつきやすいということで、中小企業の知財活用の入口として商標は非常に重要になってくると思います。なお、また中小企業がものづくりに限らず、大学との共同研究、連携をすることは非常に活性化にも繋がると思います。

その意味で、弊社もある大阪の大学と共同研究をしている最中ですが、それは製品ができた時点で大学はきっちりと意匠の権利を取っておられて、それを実施許諾する、その共同研究ですという名前を製品にうたえる、脱法行為かなど、そういった微妙なところを無くしていただいたほうが共同研究にも弾みがつくのではないかと思います。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

○一色委員 また的がずれてしまうのかもしれないのですけれども、先ほど田村先生のほうで不使用の話が出ていたと思うのですけれども、例えば大学で登録している商標があって、何区分かで登録をされていたとして、そのうちのどこかの区分を誰かに使わせている。

もしかしたら登録している区分の中で何か使っていない区分があるとして、それが3年経ってしまいましたというときは、3年の不使用取消の対象に制度上はなるのですか。

○田村委員長 区分というか、商品単位でそうなります。

○一色委員 そうすると、少しだけ疑問だったのですけれども、3年の不使用取消をしたところでほかの何者も商標登録できないことになりますね。

○田村委員長 はい。

○一色委員 そこに3年の不使用取消制度を適用する、置いておく意味があるのかなとふと思いました。

○田村委員長 多分その話は、今回の改正に限らず一般的に生じる話ですので、不使用取消審判制度の意義も睨んだ大きな改革の時の話になってしまうのかなと思います。

○一色委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほかいかがでしょうか。

もし何もないようでしたら、御審議いただいて大変ありがとうございます。非常に規定の内容も意味も明確化されたものと思います。そしてまた対応事項の方向性については御異論がなかったと承りましたので、御了解を得られたものと考えます。

どうもありがとうございました。

国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて

○田村委員長 それでは、議題2「国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて」につきまして、資料2「国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて(案)」をもとに事務局から御説明をお願いいたしたく思います。よろしくお願いいたします。

○富澤商標制度企画室長 議題2について御説明申し上げます。

資料2とともに参考資料1がございまして、今回の改正はかなり手続に特化した改正ですので、参考資料1を開いていただいて、このポンチ絵をもとに粗方説明をさせていただきまして、そのあと資料2に戻りまして補足説明をさせていただければと存じます。

参考資料1をお開きいただけますでしょうか。

参考資料1の2ページ目にマドリッド制度の概要というポンチ絵がございまして、まず制度の基本的なラインを説明させていただければと存じます。

上のほうの点々の四角の中が外国を想定しておりますけれども、御覧のような指定商品、Beer と Chocolate に係る御覧の商標を持っている外国人が、これを基礎としてマドリッドプロトコルに基づいて出願する場合を想定しているのですけれども、このような商標をその国の官庁を通じて WIPO 国際事務局に対して国際出願をいたしますと、WIPO 国際事務局は、その商標及び指定商品について国際登録簿を作成し、外国人の希望に従った指定国に対してそのカーボンコピーを送付いたします。A、B、C がございますけれども、この場合には C に日本がいたというような場合を想定しております。

WIPO 事務局からこの指定が来ますと、この指定は日本の商標出願とみなされますので、日本の商標法が基本的に適用されます。識別性の有無等を審査するわけですが、このケースにおきましては、真ん中にございますように、日本で指定商品「Beer」について拒絶理由があり、JPO から拒絶理由通知が国際事務局を通じて外国出願人に送られた場合の対処方法をあげております。

まず 1 つ目の方法が、WIPO に対して直接外国出願人が商品減縮申請を提出して「Beer」を削除するルートでございます。まず外国出願人が商品減縮申請書を提出いたしますと、WIPO 国際事務局は国際登録原簿上の「Beer」の指定商品を削除いたします。削除したことにつきまして、カーボンコピーを持っている JPO に対して WIPO から通知をいたします。その通知を受け取った JPO は、カーボンコピーの指定商品から「Beer」を削除し、拒絶理由の有無をまた再審査して登録という運びになります。

2 つ目のルートが、JPO に対して補正書を提出して「Beer」を削除するという方法でございます。このルートにおきましては、外国出願人は必ず日本の代理人を選任しなければなりません。これを選任して、国内代理人が日本の手続として手続補正書を JPO に提出いたします。それを受け取った JPO は、そのカーボンコピーの中から「Beer」を削除いたしまして、その旨を WIPO に対して通知をします。そうしますと WIPO 事務局は、国際登録簿のほうから「Beer」を削除して両者一致して登録という運びになります。

次のページにまいりまして、見直しのイメージというものですけれども、ここでは、国内代理人による商品補正を、拒絶理由通知後、事件が特許庁に係属している間は提出できるようにすることを検討したいと考えております。

この欄の現行法のところですが、願書にあたる指定通報がされたあと、拒絶理由を審査いたしまして、「ある」となった場合には拒絶理由を通知いたします。これに対応するルートとしては、先ほど申し上げたとおり WIPO に出すものと、日本で手続補正書を出

すというルートがあるのですけれども、日本のルートのほうに商品補正をできる期間というものに制限が設けられておりまして、これは原則3か月以内となっております。この原則3か月以内と限ってしまっている関係で、先ほど日本のルートでは必ず国内代理人を選任しなければならないと申し上げたのですけれども、実際、代理人の選任に非常に時間がかかっておりまして、ややもすると3か月の間際でようやく選任される。時間がない中で拒絶理由を検討しなければならないとか、ようやく選任されたのだけれども、期間を過ぎてしまっていて、もはやJPOに補正書を出せないという事態も生じております。そうしますと何が起るかという、受任した代理人は、もはやJPOルートであることがないので、WIPOに直接商品減縮申請を出してくださいというお願いを依頼人にせざるを得ないような状況もございます。

実際、商品減縮申請を出したとしても、WIPOの中でも手続がそれなりにかかっておりまして、減縮通報待ち期間というのが3から6か月ほどかかっております。全体的に権利になる期間が比較的長くかかっているような状況でございます。

見直し案ですけれども、もはや原則3か月以内という期間の制限を取り払ってしまって、拒絶理由通知を出したあとは、いつでも補正書を出せるということにしてしまえば、代理人選任の期間も関係なくなりますし、受け取った代理人も、拒絶理由の内容を精査する時間も設けられ、補正書を出しましたらすぐに査定になるということが見込まれますので、全体的な審査期間の短縮が見込まれております。こちらが今回の改正のイメージでございます。

今度は資料2に戻っていただきまして、既に申し上げたことに重複することは省略しながら御説明を申し上げます。

まず現行制度の概要でございますけれども、指定商品等を補正する手続としましては、まず国内の商標登録出願の補正の場合には、出願が特許庁に係属しましたら、いつでも手続補正書を提出することができるというのが原則になっております。

(2) 国際商標登録出願の補正の場合ですけれども、マドリッド協定議定書に基づく指定の場合には、「国際商標登録出願」と称しておりますけれども、これにおける指定商品の補正につきましては二通りの方法がございまして、先ほど申し上げたとおり、①がWIPOに直接出すルート、②が手続補正書を特許庁に出すルートで、これは期間に原則3か月の制限が設けられております。制限を設けた趣旨につきましては、次の段落に書いてありますが、マドリッド協定議定書への加盟時の検討の中で、出願人はWIPOルートで出せるの

で、日本の手続補正書の提出時期に制限を設けても特段の不利益はないだろうと整理されたためと記されております。

問題の所在なのですけれども、近年、商標登録出願件数の大幅な増加により、審査期間が長期間傾向にあり、審査期間の短縮が必要となっております。

脚注2にございますけれども、国際商標登録出願だけを見ても前年比25%増となっております。また、国際商標登録出願に係る指定商品等の補正に対する拒絶理由通知に適切に対応するために、外国出願人は、日本の実務に精通した日本の代理人を立てて手続補正書ルート、②の方法により補正を行っているケースも少なくございません。しかしながら、先ほど申し上げたような様々な点で時間を要しているという問題もございますし、国際事務局の手続もそれなりに時間がかかるという問題が生じております。

以上から、ユーザーからは、この補正期間を撤廃してほしいという要望がございます。対応の方向性としましては、先ほど申し上げたように3カ月間の期間を撤廃したいということですが、少しだけ留保がございまして、国際商標登録出願の指定商品等の補正を行った場合、これは単なるカーボンコピーですので、国際登録簿に反映させる必要があるので、反映をするタイミングが議定書上、暫定的拒絶通報、要は拒絶理由通知を打ったあとの補正のみしかWIPOは受け取ってくれないという制限がございます。

したがって、結論としましては、その補正の時期の制限の見直しにつきましては、暫定的拒絶通報、いわゆる拒絶理由通知を受けたあと、事件が審査、審判、再審に係属している場合に限り、指定商品等について補正を認めることが適当ではないかと考えております。

以上でございます。

○田村委員長 それでは、これより最長でほぼ11時頃までをめぐりに議題2「国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて」に関して質疑応答を行いたく思います。事務局からの御説明につきまして御質問や御意見等がございましたらよろしく願います。

○本多委員 代理人として苦勞していた点でございますので、この見直しは大変歓迎しております。若干の制限はございますけれども、補正書を提出する場合は、拒絶対応が多いものでございますから、こちらの制限は余り問題にならないものと考えております。ぜひ進めていただきたいと思っております。WIPOに手続をいたしますと、どうしても時期が遅くなり、確認の作業も必要になることもございます。ぜひ進めていただければ幸いに存

じます。ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

もしないようでしたら、御賛同が得られたと承りました。本検討事項の対応の方向性については御了解を得られたものと考えます。

どうもありがとうございました。

店舗の外観・内装の商標制度による保護について

○田村委員長 それでは議題3「店舗の外観・内装の商標制度による保護」につきまして資料3「店舗の外観・内装の商標制度による保護について（案）」をもとに事務局から御説明をお願いいたしたく思います。

○富澤商標制度企画室長 それでは議題3につきまして、資料3に基づきまして御説明を申し上げます。

この論点は、何かしらここで方向性を議論していただくようなベースのものではございませんので、次回小委のいわば論点の頭出しの位置づけでございます。

まず1. 現行制度の概要ですが、我が国の商標制度におきましては、店舗の外観・内装は、店舗の外観・内装の立体形状それ自体が独立して出所を認識させるものであれば、立体商標として保護の対象となり得ます。また、その店舗の特定の位置に付する標章というのは位置商標として、店舗に用いられる色彩というのは色彩のみからなる商標としても保護の対象となり得る状況でございます。

2. 問題の所在ですが、店舗の外観・内装というのは、従来、店舗の機能や美観に資することを目的として採用されてきたと考えられますが、近年では、企業のブランディングにおいて、店舗の外観・内装に特徴を出して、需要者に認識されることが重要であるとの声がございます。また、我が国におきましては、不正競争防止法におきまして、店舗の外観・内装に関する保護を認める例が出てきております。これは脚注1にございますとおり、コマダ珈琲店事件を念頭に置いております。この事件では、店舗の外観が不正競争防止法上の「商品等表示」に該当するという判断が下されました。

一方、海外では、店舗の外観・内装というのは、例えば米国において商標制度上トレードドレスとして保護されている例もございますけれども、トレードドレスというのは国際

的にその定義が確立しておらず、その保護内容というのも一義的には定まっておられません。

このような中、意匠制度小委員会におきまして、店舗デザインに投資して独創的な意匠をこらし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値を高める事例が見られるようになってきていること等を受けまして、こうした独創的な空間デザインを活かしたブランド構築の取組を早い段階から保護する観点から、建築物の外観や内装を意匠の保護対象とすべきと整理されたところでございます。

そこで我が国企業の店舗の外観・内装を通じた国内外のブランディング活動を支援するため、意匠法上の空間デザインの保護の動きも踏まえつつ、国内における商標制度上の保護ニーズを把握し、商標制度において、店舗の外観・内装をより適切に保護するための方策について検討する必要があります。

3. これまでの検討経緯なのですが、これは商標の定義に「トレードドレス」という言葉を入れられるかどうかという観点から、商標小委で議論されてきた経緯を並べたものでございます。

(1) は平成 21 年の報告書におきまして、定義に追加するものとしては、「トレードドレス」については、商標法の保護対象に追加しないことが適切と整理されております。

(2) は平成 25 年の報告書でございますが、「トレードドレス」という言葉は「等」のところに隠れてしまっているのですけれども、「匂い」等については、諸外国の保護の実例も一定程度あり、今後その保護のニーズが高まることも想定されることから、適切な制度運用が定まった段階で保護対象に追加できるよう、小委員会において検討を進めていくこととされました。

(3) が一昨年の小委でございますけれども、この小委におきましては、「トレードドレス」の商標については、これまで業界団体等との意見交換の場を通じて保護ニーズの把握に努めてきたところであるが、いまだ顕在化していない。したがって、「トレードドレス」の商標を保護対象に追加するか否かについては諸外国の状況、我が国の保護ニーズの把握に努めて検討を進めるとされております。

最後、対応の方向性でございますけれども、今年度、特許庁におきましては、店舗の外観・内装の保護に関する調査研究を実施しているところでございます。調査研究では、海外の制度運用及び事例、国内ユーザーの要望及び問題意識を把握するとともに、我が国商標制度上の法制面・運用面の論点を整理する予定でございます。

この調査研究の結果と意匠制度小委員会の議論を踏まえて、商標制度において店舗の外

観・内装を保護する場合の権利範囲の特定方法等について具体的に検討を進めてはどうかというのが提案でございます。

以上でございます。

○田村委員長 それでは、これより長くても 11 時 25 分頃までをめぐりにこれまでの議題に関して質疑応答を行いたく思います。事務局の説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いをいたします。

○近江委員 対応の方向性のところにもありますように、検討すること自体については異存がないところでございますが、2 点ほどコメントさせていただければと思います。

意匠小委のほうで議論していることは承知しています一方で、商標は御存じのとおり、意匠と違って半永久的な権利ですし、そもそもデザインの創造性を保護する制度ではないと存じますので、その違いを十分に加味した慎重な制度設計が必要ではないかという印象を持っています。仮に、現行の図形商標レベルの識別力で店舗の外観などが商標登録されてしまいますと、多数ある他者の権利を侵害しないようにというところにばかり意識がいつてしまって、店舗のデザインの選択の幅や自由度がかなり狭まってしまい、ビジネスが萎縮するのではないかという点を懸念しております。

そのため、仮に導入するとすれば、現在の立体商標の一類型のような形で位置づけ、立体商標並みの識別力のハードルの高さを設けるなどの工夫が必要ではないかと考えています。

もう 1 点、方向性のところに記載のあるある、「権利範囲の特定方法について」という点につきましては、非常に難しいと思っているところです。同じような事業を行うチェーン店や各ショップにおいても、個々の立地やスペース上の制約があるため、雰囲気は類似させるとしましても、結果的に異なる外観とか内装を採用せざるを得ないというようなケースが実態として少なくないと聞いています。そのあたりの事情を、あらかじめ権利範囲を特定して権利化する商標制度の中にどのように盛り込んでいくかというのは課題だと思っています。

先ほど申し上げたように、異なる外観や内装が採用されることも多い中で、権利化したものがどこまでどのように使われていたら不使用取消の対象にならないのか、どこまで権利行使できるか、つまり、どこまで類似したものに対して権利を使えるなど、権利化したあとのこともシミュレーションしたり、想定したりしながら制度設計を行っていきけるとよいと感じているところでございます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○一色委員 私も同じくこちらでまた議論を継続していただければと思っております。

今年度の「トレードドレス」の調査研究、私も参加させていただいたものだと思うのですけれども、幾つか制度導入にあたって企業の立場から懸念点があるのですけれども、一番気になっている点としましては、商標として登録が認められるようになるとした場合であっても、単なるロゴとは違いますので、今ある立体商標のようにたくさんの使用実績や、どの程度の懸念があるかなど、そういったものをかなり何年分もの資料を企業として集めて提出して、それで審査をしていただいて、しかし認められるかどうかというのが仮に分からないという状況ですと、なかなか企業として使い勝手がよいのかどうか分からない制度になってしまうかもしれないと思っております。そのため、実際に商標審査をするにあたって、この程度まで資料を集めれば認められるというような、それなりの目安を含めて検討していければと思っております。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○本多委員 こういった形で商標の保護の対象として御検討いただけるのは大変ありがたいことだと弁理士会内からも意見が出ております。ただ文章の中で「トレードドレス」と店舗の外観・内装が混在しております。「トレードドレス」そのものの定義がはっきりしていない中、できれば「トレードドレス」というものはこういうもので、その中に店舗の外観・内装がありますということ、「トレードドレス」の語をそのまま保護対象として入れるのかどうかも併せて今後、ご検討いただきたい事項と考えております。

○田村委員長 「トレードドレス」という言葉だと、多少手垢がついておりますから、様々な使い方がありますがけれども、おっしゃるとおりで、店舗の外観・内装が「トレードドレス」のど真ん中の話ではなくて、入り得るという話なので、非常に難しいですね。だから今回、店舗の外観・内装を念頭に置きながら、「トレードドレス」を今まで議論したことがあるので、繋いで御説明いただいたということで、今後その点も含めて、何をするのかということを含めて多分検討していかなければいけないのだと思います。

○高崎委員 今回、「トレードドレス」として店舗の外観・内装に限定しておられますが、アメリカの場合には、それらに限らず製品自体のパッケージも含めた全体的なイメージやコンセプトで保護されるようです。弊社でもある1つの工具について非常に新しいコンセ

プトで考えたはさみ系の商品がありますが、当時、色商標はまだありませんでしたので、文字商標及び意匠、特許を出願しました。こういったターゲット層に、どのようなデザインをして、どういう趣意をしてという一連のコンセプトで完成した商品があるのですが、本体のハサミの色や形、パッケージもよく似た雰囲気の商品が市場に出てきました。対抗策を考えましたが、残念ながらそれは商標では争えないし、意匠でも非類似となりそうで、デットコピーではないので不正競争防止法でも争えない、しかも3年間という縛りもあります。そういう非常に似通った雰囲気の商品に対抗できる「トレードドレス」があってもよいのではないかという気もしております。今回は店舗の外観・内装ということですが、将来の何年か先の検討テーマにさせていただければと思っています。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○林委員 現在、意匠法の改正検討のパブリックコメントも出ており、建物の外観・内装について、意匠法の改正及び意匠審査基準が今後議論されていく中で、具体的にどのように保護されていくのかということがこれから議論される場所かと思っております。そういった意匠での保護の検討状況を見ながらこちらの議論もする必要があると思っております。

その点で4.の「対応の方向性」において書かれているのは、必ずしも「トレードドレス」の保護を商標の保護対象に追加するか否かを議論するというのではなくて、店舗と書いていますが、もう少し広く言うと建物の外観・内装なのでしょうか、建物の外観・内装を保護する場合の商標の権利範囲の特定方法などについて検討するという趣旨が含まれていると理解してよろしいのでしょうか。

○富澤商標制度企画室長 そのとおりでございます。

○田村委員長 今までも難しいのですけれども、「トレードドレス」は本当に曖昧な概念で、それを保護対象に追加するか否かというような議題は出てきたとしても、それは「トレードドレス」という言葉で何か追加するかということに対しては今まで否定してきたというだけで、当然、商品の形状、あるいは店舗の外観・内装も実は現行法でも一定の要件を満たせばもちろん登録されるわけです。「トレードドレス」を保護対象に追加という言葉自体が少し分かりにくいところがあるので、今回の事務局は今までの議論も踏まえて、「トレードドレス」という言葉も中ほどでは出てきますけれども、最初と最後のところではしっかり店舗の外観・内装の問題であると特定して議論を進めようということだと思います。

○林委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○大向委員 先ほど林先生がおっしゃいました意匠法の改正との関係で、そちらの動きを見ながら商標法の制度として検討していくという方向性に関して賛成の意見であります。

近江先生から、デザイン自体を直接保護するのは意匠制度であり、商標制度では異なる点に留意した慎重な制度設計が必要であるというような御趣旨の御発言もあったかと思うのですけれども、商標の制度の運用を見ている中で、需要者が（ある要素を）どのように商品の出所として見ているか、それが識別力を獲得するなりして商標として機能しているか、などという意味では、やはりデザインから始まったものでも商標として保護されるような形で考え得るものはあり得ると思います。また、高崎委員がおっしゃったように、コンセプトというものの自体の保護はなかなか難しい面はあると思うのですけれども、事業者としては、需要者から見た場合に何らか共通している要素で、それが目印として機能しているようなもの場合には、何らかの保護をしていきたいと思われるのが自然であろうと思います。デザインや、コンセプトを一生懸命考えて具体的な商品に落として商品デザインなどを作っておられる場合でも、類似の範囲としては、なかなか権利行使がしづらいなど、悩ましいことを多々拝見することもあります。やはり今後の検討の中で、意匠法の制度とは別に、商標としてどのような制度であれば良いのか、（登録された権利の影響が）広過ぎるものになったり、サーチコストと呼ばれるような調査の負担であったり、そういったことで萎縮するようなことがあってはもちろんよろしくないわけなので、その辺り、商標の制度の中でどのように実現していくことが最も適切なのかを検討する必要があり、今後の対応の方向性というところで御示唆いただいているところかと思えます。（課題等を考慮しつつ、今後の検討を進めてはどうかという）その点に関して、私は賛成の意見です。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○井関委員 先ほど田村先生もおっしゃったように、現行の制度でも一定の要件を満たせば建物の外観は立体商標制度で十分保護されると思うのです。それで現在の御提案とか調査というのは、今の立体商標では保護されないようなケースであっても、建物の外観について保護するように登録要件なりを変えようという趣旨なのか、それとも建物に特有の問題、先ほどもおっしゃったように、立地条件などで自由にならないところがあることを加味して、権利行使の問題とか不使用取消審判の運用上、普通の立体商標とは異なり難しい

点があるかもしれないので、その範囲を少し検討しましょうということなのか、どちらなのでしょうか。

○富澤商標制度企画室長 いずれの点も含めてということで、御理解いただければと存じます。

○井関委員 そうするとやはり登録要件を現行の立体商標とは異なるものにするという可能性も含めた検討をなさるといえるのでしょうか。

○野口審査業務部長 ベースは、やはり立体商標になることは多分間違いないのですけれども、ただ、それを超えるところがどれだけあるのかというのは検討の余地があると思います。実際のところ店舗の外観・内装の商標法上の保護は、余り明確には示していないというところもあるので、その辺りを意匠法とうまくリンクする形で商標法でもしっかりと定義していきたいということです。

○井関委員 現在でもコメダ珈琲さんも、文字が入っているということはありますけれども、立体商標登録されているということなので、もし文字なしでも識別力があるということであれば十分保護もできる、登録できるし、そのことは周知のことかと思っておりますので、それに加えて何か明記するということであれば、少し要件を緩めるような御趣旨かと思っております、そこは気になるところなのですが。

○田村委員長 ほかいかがでしょうか。

○山田委員 既に出ている意見だと思えますけれども、権利同士なり、制度同士のすみ分けというか、守備範囲というか、そういったものを意識して議論しないと、できてから非常に大変なことになってしまうので、その辺りを御留意いただければと思いました。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○横山委員 店舗デザインについて、現行法でも保護されていると思えますけれども、やはり内装のデザインなどはなかなか立体商標として特定するのが難しく保護されない、そういった意味で登録できる店舗デザインのバリエーションを増やすということはもちろんあり得る選択だと思うのです。

ただ、店舗デザインについては、登録要件の識別力をどう考えるのかという点が結構重要で、現行法上、商品の形態とか包装に関してはかなりハードルが高く設けられているわけですね。店舗デザインに関してもそういった条件で保護するのか、それとも店舗デザインの登録をしやすくするために商品形態などと区別して識別力を緩やかに考えるのかなど、

登録要件の議論が重要になってくると思います。

そこでの議論は商品形態などの他の「トレードドレス」の識別力をどう考えるのかという議論にも波及してくると思いますので、店舗デザインの議論をする際にも、他の「トレードドレス」とのバランスを考えながら、議論することが必要になってくるのではないかと考えています。

○田村委員長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、店舗外観・内装というものについての権利範囲の特定方法について、方向性はともかくとして検討をするということに対しては御了解をいただけたと思いますし、また今回、貴重な御意見をいただき、留意点について様々な御意見もいただきましたので、それを踏まえて次の段階に進めさせていただければと思います。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議論を終了いたしたく思います。

最後に今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 御審議ありがとうございました。

次回の商標制度小委員会の開催について、現時点では未定でございますけれども、本日の議論を踏まえまして、事務局でまた各論点についてさらに整理を行いまして、委員長と委員の皆様と日程を調整して開催をさせていただきたいと思っております。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第4回商標制度小委員会を閉会いたします。

本日は長時間御審議いただきましてどうもありがとうございました。

閉 会